

# サザンクロス インターネット利用規約

## 第1節 総則

### 第1条（規約の適用）

1. 株式会社オーシーシー（以下「当社」といいます。）は、サザンクロスインターネット利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これに基づきインターネット接続サービス等（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
2. 本規約は、本サービスを提供・利用する際の当社と会員（本規約を承諾して当社と会員契約を締結した者）との間のいっさいの關係に適用されます。
3. 当社が別途定める個別規約および追加規約は、本規約の一部を構成します。本規約と個別規約および追加規約が異なる場合は、個別規約および追加規約が優先します。
4. 会員が国内外の他のネットワークを経由して通信を行う場合、会員は、経由するすべてのネットワークの規則にも従うものとし、特に、研究ネットワークを営利目的で使用しないものとし、
5. 本サービスの提供・利用は、国内外の法令・電気通信事業者が定める規則等により制限されることがあります。また、本サービスの利用は、良質なインターネット利用環境を確保するため本規約等により制限されることがあります。

### 第2条（規約の変更）

1. 当社は、民法第548条の4の規定により、本規約、個別規約および追加規約（以下「本規約等」といいます。）の変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであると判断する場合は、会員と個別の協議をすることなく本規約等を変更することができるものとし、
2. 前項に基づき、当社が本規約等を変更するときは、第3条第1項に定める方法により、変更後の本規約等の内容および効力発生日を会員に事前に通知します。ただし、事前通知できないやむを得ない事由がある場合は、効力発生後速やかに通知するものとし、
3. 本規約等が変更された場合、料金その他の提供条件、利用内容は変更後の各規約によります。ただし、本規約等の改定前に発生した債務については変更前の各規約が適用されます。

### 第3条（会員への通知）

1. 当社は、本規約に別段の定めのある場合を除き、次のいずれかの方法により、会員への通知を行います。

#### (1) サザンクロスインターネットホームページへのアップロード

この方法による場合、通知がホームページ上に掲示され、会員がホームページにアクセスすれば当該通知を閲覧することが可能となった時点で通知が完了したものとします。

#### (2) 本サービス経由の電子メール

この方法による場合、電子メールが会員の電子メールアドレスを保有するメールサーバに到達した時点で通知が完了したものとします。

#### (3) その他当社が適当と認める方法

2. 会員は、前項の通知を遅滞なく閲覧する義務を負うものとし、当社は、会員が閲覧義務を怠ったために被った損害についてその責任を負いません。

## 第4条（サービスの種類・内容・料金）

本サービスの種類・内容・料金は、個別規約および追加規約に定めるところによります。

## 第2節 利用契約の締結

### 第5条（契約期間）

1. 会員契約は、契約期間を1ヶ月間とする月契約、契約期間を1年間とする年契約の2種類とし、申込者が申込時にいずれかを選択するものとします。ただし、本サービスの種類によっては別途当社が定める契約期間に限定されており、選択できない場合があります。
2. 会員および当社は、契約期間満了日の30日前までに、会員契約を終了させるとの意思表示を当社所定の方法で相手方に通知することにより、会員契約を終了させることができます。
3. 会員および当社が会員契約を終了させるとの意思表示を相手方に通知しなかった場合は、会員契約は、契約期間満了日の翌日から、月契約の場合は1ヶ月、年契約の場合は1年、それぞれ延長されます。
4. 延長された契約期間が満了する際も前2項と同様とします。

### 第6条（会員契約の成立）

1. 会員契約は、当社の定める一定の地域内に住所を有する申込者が、本規約に服することに同意し、当社所定の方法による入会申込をなし、当社がこれを承諾した時点で成立します。当社は登録内容通知書を申込者に発送することにより承諾したものとします。
2. 当社は、次の場合には、入会申込を承諾しないことがあります。

- (1)申込内容に虚偽、誤記または記入漏れがあった場合
- (2)申込者が未成年者であり、申込にあたり法定代理人の同意を得ていない場合
- (3)申込者が、当社の定める一定の地域外に居住する場合
- (4)申込者が過去に規約違反等の理由で本サービスの利用を停止されていた場合
- (5)申込者の指定したクレジットカードまたは支払口座について利用停止処分がされている場合
- (6)申込者の指定したクレジットカードまたは支払口座の名義が申込者と異なる場合
- (7)申込者が、当社の要求する本人確認のための書類を提出しなかった場合
- (8)その他当社が申込者を会員とすることを不相当と判断する場合

## 第3節 契約事項の確認・変更等

### 第7条（登録事項の確認・変更）

1. 会員は、会員契約成立に際し当社から送付する登録内容通知書の記載内容を確認し、訂正すべき事項があった場合は、速やかに当社所定の方法により当社に届け出るものとします。
2. 会員は、その氏名、住所、クレジットカード番号または支払口座番号等の会員登録事項の変更があった場合は、速やかに当社所定の方法により当社に届け出るものとし、当社が要求したときは、変更されたことを証明する書類を提出するものとします。
3. 会員は、前2項の届け出を怠ったことにより当社からの通知が延着し、または到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなされることをあらかじめ異議なく承諾するものとします。

## 第8条（コース変更）

1. 月契約の会員がコースを変更しようとするときは、契約期間満了日の30日前までに当社所定の方法により申し込み、当社が承諾することによって、契約更新時から新コースのサービスの提供を受けることができるものとします。
2. 年契約の会員がコースを変更しようとするときは、いつでも当社所定の方法により申し込むことができ、当社が承諾することによって、当社指定の時点から変更後のサービスの提供を受けることができるものとします。この場合、変更前のコースの料金のうち、変更時から変更前のコースの契約期間満了日までの期間に相当する料金は、変更後のコースの料金に振替えられるものとし、現金の返還は行われぬものとします。

## 第9条（契約期間の変更）

1. 会員は、契約期間満了日の30日前までに当社所定の方法により申し込み、当社が承諾することによって、契約更新時から他の種類の契約期間に変更することができるものとします。
2. 年契約の会員がコース変更の際に月契約に変更しようとするときは、いつでも当社所定の方法により申し込むことができ、当社が承諾することによって、当社指定の時点から月契約となるものとします。この場合、変更前のコース料金のうち、変更時から変更前のコースの契約期間満了日までの期間に相当する料金は、変更後のコースの料金に振替えられるものとし、現金の返還は行われぬものとします。

## 第10条（料金支払方法の変更）

1. 会員は、契約期間満了日の30日前までに当社所定の方法により申し込み、当社が承諾することによって、契約更新時から他の種類の料金支払方法に変更することができるものとします。
2. 年契約の会員がコース変更の際に支払方法を変更しようとするときは、いつでも当社所定の方法により申し込むことができ、当社が承諾することによって、当社指定の時点から新しい支払方法が適用されるものとします。この場合、変更前のコースの料金のうち、変更時から変更前のコースの契約期間満了日までの期間に相当する料金は、変更後のコースの料金に振替えられるものとし、現金の返還は行われぬものとします。

## 第11条（準用規定）

前3条に定める申込と承諾については、第6条の規定を準用します。

## 第12条（お客様都合による一時休止）

1. 会員は、当社所定の方法で当社に通知することにより、本サービスの利用を一時休止することができます。
2. 当社は、休止期間中であっても料金を徴収するものとします。

## 第13条（権利譲渡の禁止）

会員は、本サービスの提供を受ける権利を譲渡することはできません。

## 第14条（契約上の地位の承継）

1. 会員である個人が死亡した場合、会員契約は終了します。
2. 会員である法人が合併した場合、会員の地位は合併後の法人に承継されます。合併後の法人（以下「承継会員」といいます。）は会員契約に基づくいっさいの債務を承継するものとします。
3. 会員は、合併が決定された場合、速やかにその旨を当社に書面で通知するものとし、承継会員は、法人登記簿謄本等の必要書類を添付して、速やかに当社に届け出るものとします。
4. 当社は前項の届け出を受けた後30日以内に承継会員に通知することにより、会員契約を解除することができる

ものとしします。

## 第4節 会員の義務・責任

### 第15条 (IDおよびパスワードの管理)

1. 本サービスを利用するために当社が発行する ID およびパスワードは、会員本人のみが使用できるものであり、会員が第三者に譲渡、貸与、担保提供等を行うことはできません。
2. 会員は、以下の各号に該当することが判明した場合には、直ちに当社にその旨連絡し、当社からの指示に従うものとしします。

- (1) ID およびパスワードを失念したとき
- (2) ID およびパスワードを盗まれたとき
- (3) 第三者によって不当に使用されたとき

3. ID およびパスワードの使用上の過誤や前項に該当する事情によって生じた損害について、当社は責任を負いません。

### 第16条 (会員端末の設置・維持責任)

1. 会員は、自己の費用と責任で、会員端末（本サービスの提供を受けるための電子計算機およびモデム等の機器）をアクセスポイントに接続するものとしします。
2. 会員は、本サービスの利用に支障をきたさないよう、会員端末を正常に稼働するよう維持するものとしします。

### 第17条 (禁止事項)

1. 会員は、本サービスを利用するにあたって、以下の各号に該当する行為をしてはなりません。
  - (1) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為
  - (2) 有害なコンピュータプログラム等を提供または使用する行為
  - (3) 他人の ID およびパスワードを使用する行為
  - (4) 他の会員、第三者もしくは当社の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為またはそのおそれのある行為
  - (5) 他の会員、第三者もしくは当社の肖像権、プライバシーを侵害する行為またはそのおそれのある行為
  - (6) 他の会員、第三者もしくは当社を誹謗中傷する情報またはその名誉を毀損する情報を不特定または多数人に対して送信または表示する行為
  - (7) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待にあたる文書・図画・映像等を送信または表示する行為
  - (8) 公職選挙法に違反する行為またはそのおそれのある行為
  - (9) 無限連鎖講（ねずみ講）、連鎖販売取引（マルチ商法）もしくはマルチ商法類似の取引を開設し、またはこれに勧誘する行為
  - (10) 他の会員の会員端末または本サービス用の設備の稼働に支障を与える行為
  - (11) 他人になりすまして情報を送信または表示する行為（偽装のためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含む）
  - (12) 事実に反する情報または意味のない情報を送信または表示する行為
  - (13) 受信者の同意のない広告、宣伝または勧誘の電子メールを送信する行為

- (14)前号に掲げる禁止行為を行うための手段として、実在しないメールアドレス宛に電子メールを送信する行為
- (15)受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのある電子メール（嫌がらせメール、迷惑メール）を送信する行為
- (16)通信サービスまたはインターネット接続サービスを行う行為
- (17)本サービスの運営を妨害する行為またはそのおそれのある行為
- (18)法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
- (19)各地方自治体の制定する青少年保護育成・健全育成を目的とする条例、消費者保護を目的とする条例、その他の条例に違反する行為またはそのおそれのある行為
- (20)性風俗特殊営業に利用する行為
- (21)人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (22)公序良俗に反する行為および未成年者に悪影響を及ぼす行為またはそのおそれのある行為
- (23)前各号のいずれかに該当する他人のデータ・情報等へリンクを張る行為
- (24)その他、当社が不適切と判断する行為

2. 会員が前項各号のいずれかに該当する行為を行い、それにより当社および当社の提携先が設備の毀損、第三者に対するクレーム対応等の損害を被った場合は、当社および当社の提携先が被った全損害を填補するものとします。

## 第5節 利用料金の支払い

### 第18条（料金等の支払い）

1. 会員は、本サービスの料金および消費税相当額（地方消費税相当額を含みます。以下同じ。）を、次の各号のいずれかの方法により支払うものとします。ただし、本サービスの種類によっては別途当社が定める支払方法に限定される場合があります。
  - (1)当社が指定する期日までに当社の指定する方法により、当社指定の金融機関の預金口座に振込み支払う。
  - (2)当社が承認したクレジットカード会社の発行する会員保有のクレジットカードの利用により支払う。
  - (3)当社が別途指定する集金代行業者を通じ、当社の指定する期日に会員が指定する預金口座からの自動引落により支払う。
2. 消費税相当額の算定の際の税率は、当該算定時に税法上現に有効な税率とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。
3. 会員端末の設置・維持に関する費用、本サービスを利用するために要した電話料金等は、当該会員の負担とします。
4. 会員が、本サービスを通じて、本サービス以外の有料サービスを利用した場合、その有料サービスの提供者に別途そのサービス料金を支払う必要があります。

### 第19条（支払遅延の場合の処理）

1. 会員は、本サービスの料金および本規約上の債務について支払期日までに支払いを行わない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年14.6%の割合で計算された金額を、遅延利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。ただし、当該債務が、支払期日の翌日から30日以内に支払われた場合はこの

限りではありません。

2. 当社は、次の各号の事由が生じた場合、一旦当該会員の本サービスの利用を停止します。当社は、新たに支払方法を指定することができ、指定日までに支払いがあった場合は入金確認後当社所定の手続きを経て利用停止を解除します。

(1)第18条第1項第1号の支払方法の場合

当社が指定する期日までに支払いがなかったとき

(2)第18条第1項第2号の支払方法の場合

クレジットカード会社からカード利用停止の通知があったとき

(3)第18条第1項第3号の支払方法の場合

集金代行業者から引落不可能の通知があったとき

## 第6節 本サービス利用に関する情報の取り扱い

### 第20条（著作権）

1. 別段の定めのない限り、本サービスの著作権その他知的財産権は当社に帰属するものとします。
2. 会員は、本サービス上にアップロードした情報等についてそれらを削除する権利を当社に与えたものとします。
3. 会員は、本サービス上にアップロードした情報等について生じたすべての法的責任を負うものとします。
4. 会員は、本サービスを利用することによって得られるいっさいの情報を、権利者の事前の承諾を得ることなく、会員個人の私的利用を超えた使用をすることはできず、また、方法のいかんを問わず第三者の利用に供することができないものとします。

### 第21条（当社による情報の消去）

1. 当社は、会員が本サービス上にアップロードしたデータなど、会員が公開している情報について、第17条第1項各号のいずれかひとつにでも該当すると判断した場合は、当該会員への事前の通知をすることなく、その情報の全部もしくは一部を削除または表示させない等の措置をとることができます。
2. 当社は、前項の措置により会員に損害を生じたとしてもその責任を負いません。

### 第22条（設備の故障による情報消失）

1. 会員は、本サービスを利用して受信し、または送信する情報について、本サービス用の設備の故障による消失を防止するための処置をとるものとします。
2. 当社は、本サービス用の設備の故障により会員の情報が消失したため発生した損害について責任を負いません。

### 第23条（通信の秘密）

1. 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条（秘密の保護）に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。
2. 当社は、法令に基づく処分が行われた場合には、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、会員が第17条第1項各号のいずれかに該当する行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ、会員の通信の秘密に属する情報の一部を使用または保存することができます。

## 第24条（個人情報保護）

1. 当社は、会員の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を別途定める「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。
2. 当社は、個人情報を以下の目的のために利用または第三者に提供することがあり、会員はこれに同意するものとします。

- (1) インターネット接続サービスの提供、ユーザーサポート業務、事務手続、事務連絡および営業活動を目的とした電話、電子メール、郵便等各種媒体により広告、販売を行うこと
- (2) 迷惑メールの発信元確認および法律上照会権限を有する者からの照会を受けた場合の調査を行うこと
- (3) 当社サービスの向上を図るため、アンケート調査および分析を行うことならびに景品等の送付を行うこと
- (4) 会員から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるとともに、電子メール、郵便等を送付し、または電話すること
- (5) 第18条第1項に定める料金に関する決済を行うため、クレジットカード番号、金融機関の口座番号、口座名義等の個人情報を収納代行業者に郵送（紙媒体）および暗号化された電子送信にて提供すること
- (6) その他、会員から同意を得た範囲内の任意の目的で利用すること

3. 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で、個人情報の一部を、契約等により個人情報を適切に管理するように義務づけた業務委託先に委託する場合があります。
4. 当社は、個人情報を適切に管理し、あらかじめ会員の同意なく、第三者に個人情報を開示、提供することはありません。ただし、以下のいずれかに該当する場合は除きます。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をおよぼすおそれがある場合

## 第25条（提出書類の取り扱い）

当社は、申込者または会員から提出されたいっさいの書類を理由のいかんを問わず返却しません。当社が定める保存期間終了後、速やかに破棄します。

## 第7節 契約の解除

### 第26条（会員が行う会員契約の解除）

会員は、解除日等の当社指定の事項を解除日から30日前までに当社所定の方法で当社に通知することにより、会員契約を解除することができます。

### 第27条（当社が行う会員契約の解除）

当社は、会員が次のいずれかひとつにでも該当する場合は、事前の通知をすることなく会員契約を解除することができます。

- (1)第19条第2項の指定日が経過しても料金等の支払いがないとき
- (2)会員契約の成立後に第6条第2項各号のいずれかひとつにでも該当することが判明したとき
- (3)第7条、第16条、第17条第1項に違反したとき
- (4)会員において破産申立等の理由により債務の履行が困難になったとき

## 第28条（解除後の法律関係）

1. 契約期間中に発生した当該会員のいっさいの債務は、解除後も履行されるまで存続します。
2. 会員の債務は、解除により期限の利益を失うものとします。
3. 当社は、会員からすでに支払われた料金および消費税相当額を返還しません。
4. 当社は、会員契約が解除された後、当該会員に対するすべてのサービスの停止手続を行います。また、速やかに当該会員が本サービス上にアップロードしたデータおよび当該会員が受信する本サービス上の電子メール等会員に帰属する情報の削除を行います。

## 第8節 サービスの中止・廃止・利用制限等

### 第29条（サービスの中止）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
  - (1)本サービス用の設備の保守上または工事上やむを得ない場合
  - (2)本サービス用の設備の障害によりやむを得ない場合
  - (3)設備を有して電気通信サービスを提供する事業者がサービスを中止した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第30条（サービスの廃止）

1. 当社は、都合により本サービスの全部または一部を廃止することがあります。
2. 全部または一部のサービスを廃止する場合は、当社は廃止日の60日前までに会員に対して通知し、廃止日から30日以内に次の計算によりサービス料金を返還します。
  - (1)年契約の場合  
廃止日の翌日から当該契約年の契約期間満了日まで年365日の日割計算で算出した額
  - (2)月契約の場合  
廃止日の翌日から当該契約月の契約期間満了日まで月30日の日割計算で算出した額
3. 当社は、本サービスの廃止について、前項の他には責任を負いません。

### 第31条（利用制限）

1. 当社は、電気通信事業法に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を制



限する措置をとることがあります。

2. 当社は、会員がメールを大量に送信する等当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたと判断するときは、その利用を制限できるものとします。
3. 当社は、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体の提供するアドレスリストにて特定された Web サイト、画像および映像について、会員からの閲覧要求に対して当該閲覧を制限できるものとします。
4. 当社は、前項の措置に必要な範囲で、対象となる画像および映像と直接関係のない情報についても、閲覧を制限する場合があります。
5. 当社は、アクセスポイントを経由する情報移動が当社の定める一定時間内になかったと認めた場合は、当該接続を中断することがあります。

## 第9節 雑則

### 第32条（免責）

1. 当社は、本サービスにより提供される情報および本サービスの利用によりもたらされる結果について保証をしません。当社は、本サービスの中断、遅延などが発生しても、その発生の原因のいかんに関わらず、その結果会員に生じた損害について責任を負いません。
2. 本サービスの利用に起因して、会員間または会員・第三者間で紛争を生じた場合は、当該会員が自己の費用と責任において解決するものとし、当社は責任を負いません。

### 第33条（管轄裁判所）

1. 本サービスに関連して、会員と当社との間で紛争が生じた場合は、当該会員と当社との間で誠意をもって協議するものとします。
2. 協議をしても解決しない場合は、那覇地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とします。

### 第34条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

### 第35条（協議）

本規約に定めのない事項は、法令の定めによる他、契約者と当社の間で協議・解決するものとします。

## 付則

本規約は、2002年7月1日より実施します。

この規約の変更前に発生した債務については変更前の規約が適用されます。

2021年2月1日 改定